

| | | | | | | |
|--|----------------------------------|----------------------------|----|--------|---|--------|
| 所管部課 | 子ども未来部 子育て支援課 | | 部長 | 松本 幹男 | | |
| 件名 | 東大和市子ども・子育て未来プラン策定支援業務委託事業者選定委員会 | | | | | |
| | 設置要綱について | 区分 | | 1 審議事項 | ○ | 2 報告事項 |
| 関係事項 | 条例規則 | | | | | |
| | 部課機関 | 子ども家庭支援センター、保育課、健康推進課、青少年課 | | | | |
| <p>1. 要旨</p> <p>市のすべての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するための総合的な計画「東大和市子ども・子育て未来プラン」について、令和6年度末をもって計画期間が終了するため、次期計画を令和5年度、6年度の2か年で策定する。</p> <p>計画の策定に当たり、業務委託を伴うことから、計画策定支援業務委託事業者の選定について、公募型プロポーザル方式により行うこととし、当該選定事務を行う組織の設置を行うものである。</p> <p>(1) 組織・構成</p> <p>委員は、子ども未来部長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、子ども未来部副参事（狭山保育園長）、健康推進課長及び青少年課長の7名とし、委員長は子ども未来部長とする。</p> <p>(2) プロポーザル実施要領等の公表</p> <p>令和5年7月10日予定</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>庁内の連携が図れるとともに、適切な事業者選定が行える。</p> | | | | | | |
| <p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年 3月 東大和市子ども・子育て未来プラン中間見直し</p> | | | | | | |
| <p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>こども基本法の制定により、今後、国においてこども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が定められる。市では国の大綱を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務となる。</p> <p>市町村こども計画は、子ども施策に関して市町村が作成する計画と一体的に作成することができることとされていることから、次期東大和市子ども・子育て未来プランを市町村こども計画に位置付けし、複数の計画を一体的に作成したい。</p> | | | | | | |
| <p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに要綱制定手続きを進めたい。</p> | | | | | | |
| <p>5. 審議結果</p> | | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。